

平成30年度第9回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：平成30年8月7日
 担当部・課：産業部産業推進課〔内線3547〕
 財務部資産税課〔内線3112〕

① 件名
石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 現行では、固定資産税の不均一課税を行った場合に国から地方公共団体へ減収補填が講じられているが、「地域再生法」及び「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」の一部が改正され、移転型事業に限り、課税免除を行った場合も減収補填の対象に追加された。</p> <p>【目的】 企業の地方拠点の強化及び移転を税制面から支援することにより、安定した良質な雇用創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出し、本地域経済の活性化を実現するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地域再生法（平成17年法律第24号） 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画・震災復興基本計画の位置付け：有・無〕】 石巻市総合計画基本計画 第3章 地域資源を活かして元気産業を創造するまち 第1節 石巻独自の技術開発や新産業を創出するまち 1 地域資源を活用する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成27年10月2日 宮城県地域再生計画認定 平成30年6月 1日 地域再生法の一部を改正する法律施行 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正 6月21日 宮城県地域再生計画変更</p>
⑤ 主な内容
<p>1 石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除 地域再生法による宮城県作成の地域再生計画に基づき、東京23区に本社を置く企業が地方活力向上地域特定業務施設（本社機能としての事務所、研修所及び研究所）整備計画を地域再生計画の公示日から平成32年3月31日までに、県から認定を受け、同計画の認定の日から2年以内に計画に沿った建物、構築物、償却資産の特別償却設備で、合計取得価格が大企業で3,800万円超、中小事業者、中小企業者及び連結法人等は1,900万円超のものを新設した場合、新たに固定資産税が課税されることとなる年度以降3か年度に限り課税免除とする。</p> <p>2 石巻市地方活力向上地域 ・都市計画法上の用途地域指定区域全域（新市街地及び須江地区産業用地を含む） ・用途地域指定区域外は、ものづくり特区、愛ランド特区の復興産業集積区域等</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 東京23区からの本社機能移転により産業の振興と雇用の拡大が図られる。</p> <p>【市財政への負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税を課税免除した場合、初年度は免除税額の75%、2年目56.25%、3年目37.5%が普通地方交付税で補填される（基準財政収入額から控除される。）。 ・課税免除期間は3年間であり、4年目以降は通常通りの固定資産税が見込めることや、本社機能が定着することにより将来的な経済効果が見込まれる。
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>地域再生法及び関係省令の改正に伴う条例の改正であることから、県内他市町村においても同様の改正がなされる予定</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成30年9月 市議会第3回定例会に石巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について提案予定（公布の日から施行） 石巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正（公布の日から施行）</p>
<p>⑨ その他</p>